

厚生労働大臣 舛添 要一 殿

平成20年10月29日  
民主党障がい者政策推進議員連盟  
会 長 谷 博之  
幹事長 園田 康博  
事務局長 小宮山泰子

## 障害者自立支援法の見直しについての申し入れ

障害者自立支援法の3年後の見直しに関して、厚生労働省で検討が行われており、社会保障審議会障害者部会においても、改正に向けた検討が進められていると存じます。

その中で、当事者団体等より「障害の範囲の見直し」について、「制度の狭間」を無くし、発達障害、高次脳機能障害、難病等について対象とする事等の提起がなされ、障害者部会の委員からも「是非ともこの機会に障害の範囲を見直すべき」「生活のニーズに着目した支給範囲に」等の発言も出されておりました。

また、障害者自立支援法の附則及び附帯決議においても、障害の範囲の見直しの検討を行うこととされており、早急な見直しが必要であると存じます。

そこで私たちは、上記見直しにあたり、政府に対し、下記の通り申し入れます。

### 記

- 一、厚生労働省は、障害者自立支援法の障害の範囲について、障害者手帳を有している人のみならず、障害者手帳を有していない、いわゆる発達障害、高次脳機能障害、難病等についても対象となるように見直しを図ること。
- 二、現行の障害者自立支援法の第4条（定義）では、障害者を身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に規定された者と定義され、障害福祉サービスが各種福祉法の対象者（障害者手帳該当者）に限定される要因になっている。障害者手帳を有していない、いわゆる発達障害、高次脳機能障害、難病等も含む包括的な定義となるように変更すること。

以上